

関係者の皆様へ（お願い）

農産物検査証明の表示が付されている使用済み空袋の適切な取扱いについて

九州農政局食糧部消費流通課

国民が安心して食生活を送るためには、安全な食品の供給に加えて、「食」に対する消費者の信頼が得られるようにすることが極めて重要となっています。

こうした中で、消費者等から農産物検査法（昭和26年法律第144号）による農産物検査証明の表示の付してある米の袋（以下「使用済みの検査証明空袋」という。）の取扱いについて、使用済みの検査証明空袋に別の米が入れられて再度流通するのではないかとの指摘が寄せられています。

この使用済みの検査証明空袋の取扱いについては、農産物検査法の規定により、検査の証明等の表示を除去し、又は抹消した後でなければ、使用済みの検査証明空袋に再び米を入れて流通させてはならないこととなっており、これに違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなっています。

つきましては、下記のいずれかの取組みについて御協力いただきますよう特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 使用済みの検査証明空袋を流通させる場合又は販売する場合には、別紙1を参考に検査の証明等の表示を除去又は抹消していただくこと
- 2 使用済みの検査証明空袋を販売する場合には、別紙2を参考に空袋に近接した箇所上記関係法令を掲示するなど空袋の購入者に対し取扱い方法等を周知していただくこと

【問合せ先】

九州農政局食糧部消費流通課



電話 : 096 - 378 - 3171

FAX : 096 - 378 - 9910

または、お近くの農政事務所消費流通課まで

(別紙1)

検査の証明等の表示を抹消する場合の例

| 検査証明書 | |
|--|---|
| 平成19年産 | 水稻うるち玄米 |
| 銘柄 | 県産コシヒカリ |
| 正味重量規格 30 kg |  |
| 皆掛重量 30.5 kg | |
| 荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 | |
| 検査協会 | |
|  | |

検査請求者記載欄

検査請求者 農林太郎
住 所 県 市 町
代 理 人 商店
住 所 県 市××町
生 産 地 県
品 種 名 (コ シ ヒ カ リ)

(別紙2)

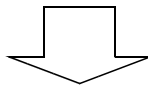
使用済みの検査証明空袋に近接した箇所に関係法令を掲示する場合の例

使用済みの農産物検査証明空袋の取扱い


一度使用された農産物検査証明の表示がある米の袋に再び米を入れて流通させる場合は、農産物検査証明の表示を除去又は抹消した上で流通させてください。

農産物検査証明の表示を除去又は抹消せず、再び米の袋に入れて流通させた場合は、農産物検査法に基づく罰則が科せられます。

(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



検査の証明等の表示を抹消する場合の例

| 検査証明書 | | 荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 | |
|-----------------|---------|---|----------------------|
| 平成19年産 | 水稻うるち玄米 |  | 検査協会 19.9.1 食糧 |
| 銘柄 | 県産コシヒカリ | | |
| 正味重量規格 30 kg | | | |
| 皆掛重量 30.5 kg | | | |

検査請求者記載欄

検査請求者 農林太郎

住所 県市町

代理人 商店

住所 県市××町

生産地 県

品種名 (コシヒカリ)